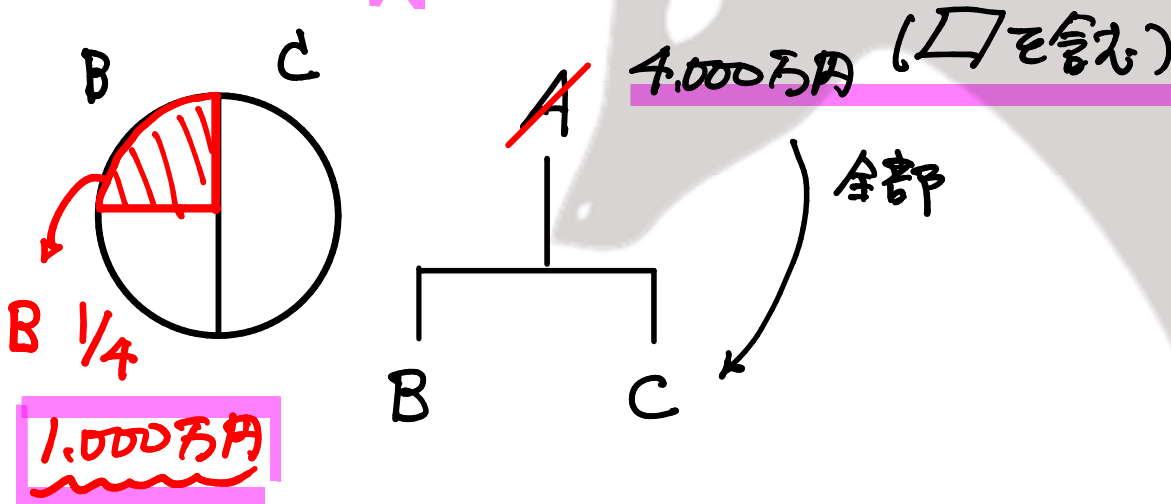


遺言 宅建 H20-12-1 《#507》

【問】 正誤をつけよ。

Aには、相続人となる子BとCがいる。Aは、Cに老後の面倒をみてもらっているので、「甲土地を含む全資産をCに相続させる」旨の有効な遺言をした。Bの遺留分を侵害するAの遺言は、その限度で当然に無効である。



【答え】 誤り

《ポイント》 遺言

遺留分を侵害する遺言も当然に無効とはならない。

⇒ 遺留分が侵害されている場合、遺留分侵害額の請求をなしえる

《補講》 遺留分侵害額の請求

遺留分権利者及びその承継人は、受遺者又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。（民法 1046 条 1 項）

⇒ 意思表示によってなせば足り、必ずしも裁判上の請求によることは要しない（最判昭41.7.14）